

昭和40年国勢調査の概要

調査の期日

昭和40年国勢調査は、昭和40年10月1日現在によって行なわれた。

調査の根拠法令

昭和40年国勢調査は、統計法（昭和22年法律第18号）第4条第2項ただし書の規定にもとづいて行なわれた。調査の実施に際しては、まず調査年の前年から業務の行なわれた調査区の設定に関して、昭和40年国勢調査調査区の設定に関する政令（昭和39年政令第227号）および昭和40年国勢調査調査区設定心得（昭和39年総理府訓令第8号）が制定され、ついで調査の実施年である昭和40年に調査の実施に関して、昭和40年国勢調査令（昭和40年政令第125号）および関係告示ならびに昭和40年国勢調査施行心得（昭和40年総理府訓令第2号）が制定された。

調査の地域

昭和40年国勢調査は、わが国の地域のうち、つぎに掲げる諸島を除く地域について行なわれた。

- 1 歯舞群島、色丹島、国後島および択捉島
- 2 鑑婦岩の南の南方諸島（小笠原群島、西之島および火山列島をいう。）
- 3 南鳥島および沖の鳥島
- 4 東経131度52分30秒、北緯37度15分にある竹島
- 5 硫黄島、伊平屋島および北緯27度以南の南西諸島（大東諸島を含む。）

この昭和40年国勢調査の地域は、昭和35年国勢調査の調査の地域と同じである。

調査の対象

昭和40年国勢調査で調査した人口は、「常住人口」である。常住人口とは、調査の時期に調査の地域に常住している人である。ここで、「常住している人」とは、当該世帯に3か月以上住んでいるか、あるいは3か月以上にわたって住もうと思っている人のことをいい、それぞれその住んでいる場所で調査した。しかし、つぎの人口については、それぞれつぎに述べる場所に「常住している人」とみなしてその場所で調査した。

- 1 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に掲げる学校または同法第83条の各種学校に在学している人については、通学のために宿泊している場所（たとえば、自宅、下宿先、寄宿先等）で調査した。

- 2 病院または診療所に入院している人は、入院してすでに3か月以上になる人だけを入院先で調査し、それ以外の人は、3か月以上入院の見込みの有無にかかわらず自宅で調査した。

- 3 船舶（自衛隊の使用する船舶を除く。）に乗り組んでいる人で、陸上に住所を有する人は、すべてその住所で調査し、陸上に住所のない人は、船舶に住所があるものとして、その船舶で調査した。（後者の場合は、調査の期日前に本邦の港を出港し、途中寄港しないで、調査の期日後3日以内に本邦の港に入港した船舶に限る。）

- 4 自衛隊の営舎内居住者は、その営舎で調査し、自衛隊が使用する船舶内の居住者は、その船舶が籍を置く地方総監部（基地隊に配属されている船舶については、その基地隊本部）の所在する場所で調査した。

- 5 刑務所、少年刑務所または拘置所に収容されている者のうち、死刑の確定した者および受刑者ならびに少年院または婦人補導院の在院者は、その刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院または婦人補導院で調査した。

- 6 3か月以上にわたって住んでいるところまたは住もうと思っているところがない人は、調査時にその人のいた場所で調査した。

上の定義によって本邦内に常住している人は、外国人を含めてすべて調査の対象となったが、とくにつぎに掲げる人は、調査から除外された。

- 1 本邦内に駐在する外国軍隊の軍人・軍属およびその家族
- 2 本邦内に駐在する外国の外交団・領事団（随員および家族を含む。）

調査の事項

昭和40年国勢調査では、つぎに掲げる事項について調査した。

（個人について調査した事項）

- 1 氏 名
- 2 世帯主との続き柄
- 3 男女の別
- 4 出生の年月
- 5 配偶の関係
- 6 国 籍
- 7 仕事をしたかどうかの別（就業状態）
- 8 従業上の地位
- 9 勤め先・業主などの名称（所属の事業所の名称）

6 調査区別人口・世帯資料

調査区別人口・世帯資料は、市区町村内の小地域別人口・世帯統計作成のための資料として、昭和40年国勢調査において初めて試みたもので、全数集計結果の集計の際、電子計算機によって、同時に集計した。この資料は、つぎの3表から成るが、本局ならびに各都道府県および市区町村に、該当の分を保管し、所定の手続きにより一般の利用に供する。

第1表	男女・年齢別人口一調査区
第2表	従業上の地位・産業・職業別15歳以上就業者数一調査区
第3表	世帯主の産業一従業上の地位・世帯人員別普通世帯数、および世帯人員別準世帯数および準世帯人員一調査区

標本抽出方法の概要および推計値の精度

抽出方法

20％抽出集計の標本は、世帯を単位とし、その5番目ごとに抽出した。ただし、世帯人員の大きい世帯については、これを世帯単位に抽出すると、このような世帯が標本に当たるか否かによって推計値が変動し、標本誤差が大きくなるため、世帯を単位に抽出せず、個人を単位に抽出した。個人を単位に抽出した世帯とは、世帯人員50人以上の準世帯および国勢調査特別調査票（自衛隊地域用および矯正施設地域用の2種）で調査した自衛隊の営舎内または船舶内居住者および矯正施設の収容者の準世帯である。

世帯を単位に抽出した一般の世帯は、これを各市区町村内の調査区番号順、世帯番号順に配列し、各市区町村ごとに別に定めた起番号（0から4までの数）からはじめて、5番目ごとに当たる世帯を抽出した。個人を単位に抽出した準世帯の抽出は、一般の世帯とは別のグループとし、5番目ごとの個人を抽出したが、この場合の抽出起番号は、各都道府県の自衛隊、矯正施設ごとに定めた。

推計方法

国勢調査

世帯

人口

世帯

1％抽出集計結果その1～その5」として刊行した。

20％抽出集計

20％抽出集計は、全数集計で集計されなかった全国都道府県および市町村別の結果を補充するために行なうもので、全世帯の調査票から5分の1の世帯の調査票を抽出してP C S方式一電子計算機の方法によって集計する。この結果は、昭和43年度に、全国について「昭和40年国勢調査報告第5巻20％抽出集計結果全国編」および都道府県・市区町村について「昭和40年国勢調査報告第6巻20％抽出集計結果都道府県編その1～その46」として刊行する。なお、第5巻および第6巻では、集計結果のうち市部、郡部および人口集中地区に関する結果の一部を割愛してある。これらの結果表は、一般の閲覧に供するため総理府統計局図書館ならびに各都道府県統計主管部課に該当の分を保管してある。

女別人口および世帯概数を昭和40年12月1日に公表し、同月10日に「昭和40年国勢調査全国都道府県市区町村別世帯および人口概数」を刊行した。

2 人口確定数

全国都道府県郡市区町村別人口の確定数の集計は、都道府県から進達された調査票・調査個票によって行ない、昭和41年1月から、集計の完了した都道府県の結果を順次官報に告示し、昭和41年3月18日に「昭和40年国勢調査全国都道府県郡市区町村別人口(確定数)」として刊行した。また、都道府県市区町村別の人口集中地区人口および面積は、昭和41年5月に公表し、「昭和40年国勢調査全国都道府県市区町村の人口集中地区別人口および面積」として刊行した。

これらに掲載された結果表のおもなもののほか、市町村別面積、市町村人口の昭和35年との比較等を収録した「昭和40年国勢調査報告第1巻人口総数」を昭和41年8月に刊行した。

3 全数集計

(1) 全数集計(従業地・通学地に関するものを除く。)は、調査個票の記入内容を光学式読取り装置によって磁気テープに読み取り、この磁気テープを電子計算機にけることにより行ない、全国、都道府県、市区町村および人口集中地区について、結果を表章する。集計は、都道府県ごとに進められ、集計の終わったものから順次「昭和40年国勢調査報告第4巻都道府県その1～その46」によって公表し、最後に全国についてまとめた結果を「昭和40年国勢調査報告第3巻全国編その1」として公表した。なお、この集計は昭和41年12月に、報告書の刊行は昭和42年3月に完了した。

(2) 全数集計のうち、従業地・通学地に関するものは、調査票に基づき、P C S方式一電子計算機によつて行ない、昭和42年10月までにその結果を公表し、「昭和40年国勢調査報告第3巻全国編その2およびその3」として昭和42年12月に刊行した。

4 1％抽出集計

1％抽出集計は、全国、都道府県について調査事項別結果を速報するために、全世帯の調査票から100分の1の調査票を抽出し、調査事項のほとんど全部についてP C S方式一電子計算機によって集計するもので、全国、市部・郡部、人口集中地区については、細かい分類区分による結果を、都道府県および七大都市については、やや集約した区分による結果を表章する。この結果は、昭和41年10月22日にその概要を公表し、その基本的な統計表を「昭和40年国勢調査1％抽出集計結果の概要(速報)」として刊行した。また、この結果は、すべて「昭和40年国勢調査報告第2巻

II

- 勤め先・業主などの事業の種類（所属の事業所の産業）
- 本人の仕事の種類(職業)
- 従業地または通学地（世帯について調査した事項）
- 世帯の種類
- 住居の種類（住宅であるかどうかの別および住宅の所有の関係）
- 住宅の居住室数
- 住宅の居住室の畳数の合計

調査の方法

調査は、総理府統計局を主管部局とする内閣総理大臣一都道府県知事一市町村長の指揮系統を通じて行なわれた。

調査の実施に先立ち、調査の地域全体にわたって昭和40年国勢調査調査区が設定され、調査区の境界を示す地図が作成された。調査区は、一般に1調査区が平均50世帯を含むように設定され、その数は497,159（一般調査区463,303, 特別調査区32,618, 水面調査区1,238)である。実地の調査には、昭和40年国勢調査のためとくに任命された484,972人の国勢調査員が従事し、また、国勢調査の指導、調査書類の内容検査などのために32,726人の国勢調査指導員が任命された。国勢調査員は、原則として1人1調査区を受け持ち、9月24日から30日までの間に調査対象のは握と各世帯への調査票の配布の仕事を行ない、10月1日から3日までの間に、調査票の取集とその内容の検査の仕事を行なった。

調査に用いられた国勢調査調査票は、1枚に7人記入できる世帯票で、各世帯ごとに作成された。調査票の記入は、世帯主または世帯の代表者がその世帯員について前述の調査事項のうち13を除く1から16までの事項を記入して申告(自計申告)し、13の事項は、国勢調査員が世帯主または世帯の代表者に質問して記入(他計申告)する方式によった。

国勢調査員は、調査票の取集・検査後、その内容に基づき、前述の調査事項のうち1から11までの事項を、各個人ごとに調査個票に転記した。調査個票は、個人票様式のカードで、直接これが集計機械(光学式読取り装置)によって磁気テープに読み取られ、結果の集計が行なわれた。

なお、自衛隊地域および矯正施設地域の調査は、それぞれ国勢調査特別調査票を用いて行なわれた。特別調査票は、個人票で、集計に直接用いた調査個票と同一の様式である。

集計および結果の公表

1 世帯および人口概数

昭和40年国勢調査による最初の結果数字として、要計表に基づいて算出した全国都道府県郡支庁市区町村別の男

この表にも明らかなように標本誤差率は、推計数字の大きいものほど小さく、推計数字の小さいものほど大きい。

表1 推計数字の大きさに対する標本誤差

推計数字 の大きさ	標 本 誤差率	推計数字 の大きさ	標 本 誤差率	推計数字 の大きさ	標 本 誤差率
90 000 000	0.00024	900 000	0.0024	9 000	0.024
80 000 000	0.00025	800 000	0.0025	8 000	0.025
70 000 000	0.00027	700 000	0.0027	7 000	0.027
60 000 000	0.00029	600 000	0.0029	6 000	0.029
50 000 000	0.00032	500 000	0.0032	5 000	0.032
40 000 000	0.00035	400 000	0.0035	4 000	0.035
30 000 000	0.00041	300 000	0.0041	3 000	0.041
20 000 000	0.00050	200 000	0.0050	2 000	0.050
15 000 000	0.00058	150 000	0.0058	1 500	0.058
10 000 000	0.00071	100 000	0.0071	1 000	0.071
9 000 000	0.00075	90 000	0.0075	900	0.075
8 000 000	0.00079	80 000	0.0079	800	0.079
7 000 000	0.00085	70 000	0.0085	700	0.085
6 000 000	0.00091	60 000	0.0091	600	0.091
5 000 000	0.00099	50 000	0.0099	500	0.099
4 000 000	0.00112	40 000	0.0112	400	0.112
3 000 000	0.00129	30 000	0.0129	300	0.129
2 000 000	0.00158	20 000	0.0158	200	0.158
1 500 000	0.00183	15 000	0.0183	150	0.183
1 000 000	0.00224	10 000	0.0224	100	0.224

この表によって推計数字の標本誤差を知るにあたって、つぎの注意が必要である。

1 本表は、つぎの結果数字に関しては適用できない。

- (1) 各表章地域の総人口および普通世帯総数
- (2) 1世帯あたり人員
- (3) 畳数、1人あたり畳数および1世帯あたり畳数
- (4) 居住室数および1室あたり世帯人員

2 1に述べる結果数字の標本誤差は、それぞれつぎのとおりである。

- (1) 各表章地域（都道府県、市部、郡部、市区町村および人口集中地区）の普通世帯総数には標本誤差はない。各地域の総人口の推計数字は、標本の抽出方法が世帯単位であったため、世帯間の人員の分散による標本誤差があるが、各地域の総人口のみを利用する場合

は、全数集計による人口（確定数）が、すでに報告書の第1巻によって公表されているので、その結果を利用されたい。

(2) 構成比の標本誤差率は、比率にする前の数字の標本誤差率を適用されたい。

(3) 1世帯あたり人員および1室あたり世帯人員は平均にする前の世帯人員の標本誤差率を適用されたい。

(4) 居住室数、畳数および1人あたり畳数の標本誤差率は、いずれも対応する世帯数の標本誤差率を表1で読み、その誤差率を適用されたい。

3 表1に示す標本誤差率は、後述の〔注〕に述べる方法で算出した近似値である。このため、推計数字の大きさが総人口（推計数字が世帯数に関するものである場合は、総世帯数）の2割以上である場合は、表1から得られる標本誤差率に $\sqrt{1-P}$ （Pは推計数字と総人口または総世帯数との比）を乗じて用いられたい。すなわち、表1の標本誤差率は過大評価になっている。

〔注〕 前掲の「表1 推計数字の大きさに対する標本誤差」の標本誤差率は、抽出および推計方法が「集計単位の単純任意抽出による結果を5倍する」方法であると、かつ推計数字の大きさが総人口または総世帯数に比して小さいとして計算した値である。すなわち、推計数字の大きさAに対してその標本誤差率Bを、

$$B = 1 / \sqrt{\frac{A}{5}}$$

として計算した値である。これは、

$$B = \frac{N \sqrt{\frac{P(1-P)}{n}}}{NP} = \frac{\sqrt{1-P}}{\sqrt{nP}} = \frac{\sqrt{1-P}}{\sqrt{\frac{A}{5}}}$$

で $\sqrt{1-P} \div 1$ としたものであるから、Pの値があまり小さくない場合には、前記3の補正が必要になる。（N, n, Pは通例の記法による。）

用語の解説

人 口

昭和40年の人口は、「調査の対象」の項でのべたように各地域に常住する人口で、一般の外国人を含んだ数である。

なお、本書には都道府県および市区町村についての結果を掲げたが、これらの地域の範囲は、すべて調査期日（昭和40年10月1日）現在の行政区域によっている。

年 齢

年齢は、調査期日（10月1日）現在における、最近の誕生日での満年齢である。

配偶関係

配偶関係は、届け出のいかんにかかわらず、実際の状態により、つぎのように区分した。したがって、たとえば有配偶には内縁関係にある人も含まれる。

未婚—まだ結婚したことのない人

有配偶—現在妻または夫のある人

死別—妻または夫と死別して独身の人

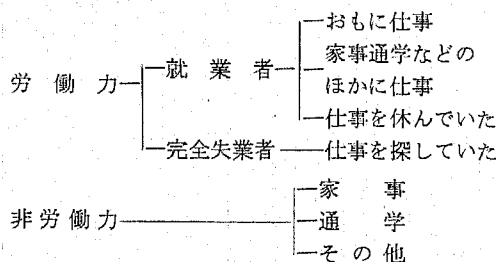
離別—妻または夫と離別して独身の人

国 籍

2以上の国籍がある人の国籍は、つぎのように処理した。「日本」と日本以外の国籍をもつ場合は、「日本」とし、また、外国の2以上の国籍をもつ場合は、「韓国・朝鮮」と日本以外のその他の国籍のときは「韓国・朝鮮」とし、「中国」と日本、韓国・朝鮮以外のその他の国籍のときは、「中国」とした。

労働力状態

昭和40年国勢調査調査票では、昭和40年9月24日から30日までの1週間（以下、調査週間という。）の事実に基づいて、「仕事をしたかどうかの別」を下の右側のように区分して質問した。この報告書では、これらをさらにその左側の区分に集約して結果を掲載した。



上に示した各区分の内容を概説すると、つぎのとおりである。

就業者—調査週間中、賃金、給料、手当、利潤、手数料その他種類のいかんにかかわらず、収入になる仕事を少しでもした人、および収入になる仕事をもってはいるが、調査週間中、少しも仕事をしなかった人で、つぎのいずれかにあたる場合をいう。

(1) 勤め先のある人で、休みはじめてから30日以上にならない場合、または30日以上になる場合でも、調査週間中、賃金・給料をもらったか、もらうことになっている場合

(2) 自分で事業をいとなんでいる人で、休業してから30日以上にならない場合

なお、収入になる仕事を少しでもした人には、家事や通学のかたわら仕事をした人ももちろん含まれる。したがって、会社、工場、商店、官公庁などの雇用者がその仕事をした場合はもちろん、農家、漁家、商店、工場などの業主が、自分の経営する仕事に従事した場合、および医師、弁護士、宗教家、音楽家などがその仕事に従事した場合もすべて就業者に含まれる。また、農家、商店、医院などの家族が家業の手伝いをした場合は、無給であっても、収入になる仕事をしたこととして、就業者に含めた。

完全失業者—調査週間中、収入になる仕事を少しもせず、また仕事をもっていなかった人のうち、仕事につくことが可能であって、かつ職業安定所に申込むなどして積極的に仕事を探していた人をいう。

非労働力—調査週間中、収入になる仕事を少しもせず、また仕事をもっていなかった人のうち、仕事につくことが不可能であるか、または、仕事を積極的に探さなかった人をいう。

従業上の地位

昭和40年国勢調査調査票では、従業上の地位を就業者について、調査週間中、その人が働いていた事業所における地位によって、つぎのように区分しているが、この報告書では、下記の「自営業主」と「内職者」をまとめて「自営業主」に、下記の「雇用者」と「会社などの役員」をまとめて「雇用者」としているものがある。

雇用者—会社・個人商店・団体・公社・官公庁などに雇用されて賃金、給料などを受けている人をいう。この場合、常勤・非常勤のいかんを問わない。しかし、会社・団体・公社などの役員（重役・理事など）は含まない。

会社などの役員—会社・団体・公社などの役員（重役・理事など）をいい、たとえば、株式会社の取締役・監査役、合名会社や合資会社の代表社員、組合や協会の理事・監事など、また、公社や公団の総裁・理事・監事などを含む。

自営業主—一人で事業を営んでいる人をいい、たとえば、個人経営の商店主・工場主・農業主・開業医・弁護士・著述家・家政婦・行商人などが含まれる。

家族従業者—個人商店や農家などで、自分の家族の経営する事業を手伝っている人をいう。

内職者—自宅内で内職をしている人をいう。ここで、内職とは、主婦や老人などが、店や作業場などの設備を持たないで、家庭で行なう賃仕事をいう。

昭和35年国勢調査における従業上の地位は、7区分であったが、これと今回の従業上の地位の区分との関係は、つぎのとおりである。

(昭和40年国勢調査) (昭和35年国勢調査)

雇 用 者	—官公の雇用者 —民間の雇用者
会社などの役員	民間の役員
自 営 業 主	—雇用者のある業主 —雇用者のない業主
家 族 従 業 者	家族従業者
内 職 者	内 職 者

産 業

産業は、就業者について、調査週間中、その人が実際に働いていた事業所の事業の種類（調査週間中仕事を休んでいた者については、その人がふだん働いている事業所の事業の種類）によって、その分類項目を定めた。働いていた事業所が2以上ある場合には、その人がおもに働いていた事業所の事業の種類によった。

産業分類は、日本標準産業分類（昭和26年政令第127号、昭和38年1月行政管理庁告示第2号）にもとづき、昭和40年国勢調査の結果表章に用いるため作成されたもので、13項目の大分類、41項目の中分類および143項目の小分類から構成されている。ただし、全数集計では、中分類および小分類については、集計されていない。

昭和35年国勢調査の産業分類と比較すると、中分類「卸売業」の小分類「卸売業」が、昭和40年国勢調査の産業分類では、「繊維製品・衣服・身のまわり品卸売業」、「農産物・水産物・食料・飲料卸売業」および「その他の卸売業」の3つに細分された以外は、今回の調査の産業分類項目の内容は昭和35年国勢調査のそれと同じである。

職 業

職業は、就業者について、調査週間中その人が働いていた事業所において実際に従事していた仕事の種類によって、調査週間中仕事を休んでいた者については、その人がふだん働いている事業所で実際に従事していた仕事の種類によって、その分類項目を定めた。その事業所で、調査週間中、2種以上の仕事に従事した場合には、おもな仕事の種類によった。

職業分類は、昭和40年国勢調査のためとくに作成されたもので、11項目の大分類、41項目の中分類および268項目の小分類から構成されている。ただし、中分類および小分類については、全数集計では集計されていない。

なお、昭和35年国勢調査において大分類「サービス職業従事者」の中分類であった「保安サービス職業従事者」が、今回、大分類に格上げされ、また大分類「運輸・通信従事者」の中分類「水上運輸機関運転従事者」に含まれていた小分類「船頭」が、今回の分類では、中分類「その他の運輸従事者」に移された点を除いては、昭和40年国勢調査の職業分類項目は、昭和35年国勢調査のそれと同じである。

世帯の種類

世帯は、つぎの2種に区分した。

普通世帯—住居と生計をともしている人の集まり、または1戸をかまえて住んでいる単身者をいう。住居と生計をともしている家族のほか、間代・食費などを支払っていない単身の同居人・間借り人などがあれば、これらの人も含めて一つの普通世帯とした。住込みの雇い人については、つぎのように取り扱った。

- (1) 住込みの営業使用人は、5人以下の場合は雇い主の世帯に含め、6人以上の場合は営業使用人だけをまとめて一つの準世帯とした。
- (2) 住込みの家事使用人は、何人いても雇い主の世帯に含めた。

準世帯—普通世帯を構成する人以外で、(1) 普通世帯と住居をともし、別に生計を維持している単身者、または下宿屋などに下宿している単身者、(2) 6人以上の住込みの営業使用人の集まり、(3) 単身者用の寄宿舍・独身寮などの寄宿人、病院・療養所の入院患者、社会施設の収容者などの集まりをいう。(1)は1人1人を、(2)はその営業使用人をまとめて、(3)は寄宿舍・寮・病院などの住居ごとにまとめてそれぞれ一つの準世帯とした。

なお、世帯の種類の区分は、昭和35年国勢調査のそれとまったく同じである。

本書では、準世帯のうち上記(1)の世帯のみを「1人の準世帯」として特掲している。

普通世帯の世帯分類

昭和40年国勢調査においては、昭和35年国勢調査と同様に、つぎの世帯分類を行ない結果を表章した。

1 普通世帯の構成

普通世帯を、その世帯員の「世帯主との続き柄」にもとづいて、つぎのように区分した。

A 親族世帯一世帯主と親族関係にある世帯員のいる世帯

- 1 親族のみの世帯一世帯主とその親族だけで構成されている世帯
- 2 親族と家事使用人の世帯一世帯主とその親族のほかに家事使用人のいる世帯。家事使用人に加えて同居人のいる場合も含む。
- 3 親族と営業使用人の世帯一世帯主とその親族のほかに営業使用人のいる世帯。営業使用人に加えて同居人のいる場合も含む。
- 4 親族と家事使用人と営業使用人の世帯一世帯主とその親族のほかに家事使用人と営業使用人のいる世帯。家事使用人と営業使用人のほかに同居人のいる場合も含む。
- 5 親族と同居人の世帯一世帯主とその親族のほかに同居人だけのいる世帯

B 非親族世帯一世帯主と同居人、家事使用人または営業使用人によって構成されている世帯

C 単独世帯一単身者だけの世帯

なお、ここで世帯主と親族関係にある世帯員とは、調査票の「世帯主との続き柄」欄の記入から、世帯主またはその配偶者から数えて血族6親等の範囲にある者およびこれに準ずる者と判断された者をいう。養子、養父母などは、子、父母と同様に考えて親族とした。

2 親族世帯の家族構成

普通世帯のうち、1にのべた普通世帯の構成が「A 親族世帯」である世帯について、世帯主とその親族の家族関係にもとづき、つぎのように区分した。

I 1世代世帯一世帯主とその親族が1世代の者にかぎられ、親子またはそれ以上の世代の者がいない世帯

- 1 夫婦のみの世帯
- 2 夫婦とその兄妹よりなる世帯
- 3 その他の1世代世帯一1および2の世帯に夫婦の従兄妹などが加わっている世帯や兄弟姉妹、従兄妹よりなる世帯など

II 2世代世帯一世帯主とその親族が直系または傍系の2世代にわたる者によって構成されている世帯

- 4 夫婦と子供よりなる世帯

- 5 夫婦と子供と夫婦の兄妹よりなる世帯

- 6 男親と子供よりなる世帯

- 7 女親と子供よりなる世帯

- 8 両親と、子供のない夫婦よりなる世帯（夫婦の兄弟姉妹がいる世帯を含む）

- 9 片親と、子供のない夫婦よりなる世帯（夫婦の兄弟姉妹がいる世帯を含む）

- 10 その他の2世代世帯一夫婦とそのめいよりなる世帯や叔父とそのおいなどよりなる世帯など

III 3世代世帯一世帯主とその親族が直系または傍系の3世代にわたる者によって構成されている世帯

- 11 両親と、子供のある夫婦よりなる世帯（夫婦の兄弟姉妹のいる世帯を含む）

- 12 片親と、子供のある夫婦よりなる世帯（夫婦の兄弟姉妹のいる世帯を含む）

- 13 その他の3世代世帯一片親と子供と孫よりなる世帯やこれに傍系の親族の加わった世帯など

IV その他の親族世帯一I～III以外の親族世帯、すなわち4世代以上にわたる世帯や祖父母と孫の世帯のように中間の世代の欠けている世帯など

なお、以上の家族構成の分類にあたっては、親族世帯にある同居人・家事使用人・営業使用人など世帯主と親族関係にない者の有無を問わず、もっぱら世帯主とその親族の家族関係によって区分した。

3 普通世帯の経済構成

すべての普通世帯を、世帯主とその親族の労働力状態および産業にもとづき、まずつぎのように4区分した。

I 農林就業者世帯一世帯の就業者が農林漁業就業者のみの世帯

II 農林・非農林就業者混合世帯一世帯の就業者に農林漁業就業者と非農林漁業就業者の両方がいる世帯

III 非農林就業者世帯一世帯の就業者が非農林漁業就業者のみの世帯

IV 非就業者世帯一世帯に就業者のいない世帯

上の区分を行なったうえ、さらに世帯の就業者の産業および従業上の地位にもとづき、I～IIIをつぎのように区分した。

I 農林就業者世帯

- (1) 農林・業主世帯一世帯主が農林漁業の業主

- (2) 農林・雇用者世帯一世帯主が農林漁業の雇用者

II 農林・非農林就業者混合世帯

- (3) 農林・業主混合世帯一世帯主が農林漁業の業主

- (4) 農林・雇用者混合世帯一世帯主が農林漁業の雇用者

- (5) 非農林・業主混合世帯一世帯主が非農林漁業の業主

- (6) 非農林・雇用者混合世帯一世帯主が非農林漁業の

雇用者
III 非農林業就業者世帯
(7) 非農林・業主世帯一世帯主が非農林漁業の業主で、親族に雇用者のいない世帯
(8) 非農林・雇用者世帯一世帯主が非農林漁業の雇用者で親族に業主・家族従業者のいない世帯
(9) 非農林・業主・雇用者世帯(世帯主が業主)一世帯主が非農林漁業の業主で、親族に雇用者のいる世帯
(10) 非農林・業主・雇用者世帯(世帯主が雇用者)一世帯主が非農林漁業の雇用者で、親族に業主・家族従業者のいる世帯

なお、本報告書に掲げた統計表のうち、「その1」の第6表および第8表では、以上の(1)~(10)の区分をさらに世帯主の産業によって細分してある。そのさい用いた、世帯主の産業区分は、産業大分類を若干集約したもので、その関係はつぎのとおりである。

経済構成分類に用いた産業区分	産業大分類
農 林 業	I 農業, II 林業, 狩猟業
漁 業	III 漁業, 水産養殖業
鉱 工 業	IV 鉱業, V 建設業, VI 製造業
卸 小 売 業	VII 卸売業, 小売業
サ ー ビ ス 業	XI サービス業
公 務	XII 公務
その他の産業	VIII 金融・保険・不動産業, IX 運輸・通信業, X 電気・ガス・水道業

以上の分類を行なうにあたって、世帯主が就業者でなく、他の親族に就業者のいる場合、調査票で世帯主の最も近くに記入されている就業者を世帯主に代わるものとした。また、家族構成の分類と同様、経済構成の分類も世帯主とその親族の労働力状態・産業・従業上の地位にもとづき分類するもので、同居人・家事使用人・営業使用人がいても、その属性は考慮していない。

4 親族人員および親族就業者数

以上の普通世帯の各種分類別集計にさいしては、世帯の親族人員、15歳以上親族人員および親族就業者数などと組合せ集計を行なった。ここでいう「親族」とは、世帯主とその親族をいい、他の世帯員すなわち同居人・家事使用人・営業使用人などは含まない。

住居の種類

住居は、つぎの3種に区分した。
住宅——一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができるように建てられ、または改造された永続性のある建物（完全に区画された建物の一部を含む。）をいう。

1戸建ての住宅はもちろん、アパート、長屋などの各居住部分が相互に完全に区画され、独立した家庭生活を営むことができるような構造になっている場合は、各居住部分ごとに1戸の住宅になる。なお、店舗や作業所つきの住宅もこれに含まれる。
寄宿舍・下宿屋——生計をともにしない単身者の集まりを居住させるために建てられ、または改造された建物をいう。

その他の住居——住宅および寄宿舍・下宿屋以外のすべての住居をいう。病院、学校、旅館、会社、工場、事務所などや、臨時応急的に作られた住居たとえば仮小屋、天幕小屋などもこれに含まれる。

なお、結果の表章では、「寄宿舍・下宿屋」と「その他の住居」をあわせて、「寄宿舍・その他」とした。

住宅の所有の関係

所有の関係は、住宅に住む世帯についてのみ、つぎの4種に区分した。

持家——その住宅に居住する世帯が所有する住宅をいう。この場合、かならずしも登記の有無を問わず、また、分割払いなどで支払いが完了していない場合も含まれる。
借家——その住宅に居住する世帯が借りている住宅で、つぎにのべる給与住宅でない住宅をいう。この場合、家賃の支払いの有無を問わない。
給与住宅——会社・団体・官公庁などが所有または管理していて、その職員または従業員を職務のつごう上、または給与の一部として居住させている住宅をいう。この場合、家賃の支払いの有無を問わない。
間借り——他の世帯の住んでいる住宅の一部を借りて住んでいる場合をいう。

なお、二つ以上の世帯が1住宅を共同で借りている場合や、全部が間借りの形で居住している場合には、便宜上、一つの世帯を借家とし、他を間借りとした。

住宅の居住室数・畳数

居住室数およびその畳数は、住宅に住む普通世帯についてのみ調査した。居住室とは、居間、茶の間、寝室、客間、仏間、応接間、書斎、女中部屋など、居住・就寝の用に供し得る部屋である。洋間、板の間など畳の敷いていない居住室の畳数は、3.3平方メートル(1坪)を2畳の割合で換算した。

人口集中地区

人口集中地区は、市部・郡部別地域表章が町村合併、新市の創設による市域の拡大などにより、かならずしも都市

的地域と農村的地域の特質を明瞭に示さなくなった事情にかんがみ、昭和35年国勢調査ではじめて設定した統計地域である。

昭和40年国勢調査人口集中地区の設定にあたっては、
(1) 昭和40年国勢調査調査区を基礎単位地域として用い、
(2) 市区町村の境域内で人口密度の高い調査区(人口密度1平方キロメートルあたり約4,000人以上)が隣接して、
(3) 昭和40年国勢調査調査区が設定された昭和39年10

月1日現在、人口5,000人以上を有する地域を構成する場合、これを「人口集中地区」として設定した。

本書に集録した統計表の一部では、人口集中地区についても、その結果を掲載してある。

人口集中地区の境界を示す地図は、「昭和40年国勢調査わが国の人口集中地区」および「昭和40年国勢調査全国都道府県市区町村人口総覧—都道府県の部」に集録されている。